

熊取町いじめ防止基本方針に基づく再調査委員会の設置について

1、経緯及び対応について

熊取町では「熊取町いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成 30 年 2 月に策定し、いじめ問題への対応について、その基本的な考え方等を明記している。この基本方針に記載された「町長による再調査等」を実施する必要がある際には、再調査委員会を設置することとなっており、事務の円滑な遂行のため、関係条例等の整備を行う。

2、熊取町いじめ問題再調査委員会について

概 要	
設 置	いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定による再調査を行うため設置する。
所掌事務	町長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査の結果について調査審議、答申する。
委 員 会	委員会は、再調査の対象となる重大事態ごとに委員 5 人以内で組織する。 委員は、学識経験を有する者（※）のうちから町長が委嘱する。 （※）弁護士、医療・心理・教育・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他町長が必要と認める者
任 期	町長が委嘱した日から、重大事態の調査審議が終了する日までとする。

3、主なスケジュール

3 月 5 日 関係条例の議案上程
3 月 2 7 日 条例・規則の制定
4 月 1 日 施行